

資料 3

大阪市駐車施策に係る有識者会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに受付を済ませ、事務局の指示を受けて、会場に入場すること。
- (2) 傍聴の定員は 10 名とする。傍聴の受付は、会議開催の 30 分前から先着順に行い、定員になり次第、受付を終了する。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ること。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会議の座長又は事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者がこの規定に違反したときは、会議の座長又は事務局はこれを注意し、なおこれを改めないとときは、退場させることができる。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。